

## 重要事項説明書

令和6年04月～

### 1、法人の概要

法人名	社会福祉法人たちばな福祉会	法人本部
所在地	相模原市南区南台5丁目10番26号	相模原市南区南台5-12-5
会社法人等番号	0210-05-002346	

### 2、事業所の概要

事業所名	老人デイサービスセンター芙蓉の園
所在地	相模原市南区南台5丁目10番26号
事業者指定番号	第1472600350号
連絡先	042-744-1860 / 042-705-8525 (法人本部)・
利用定員	29名
サービス提供区域	相模原市南区南台、相模台、旭町、相模大野、相南 座間市相模が丘

### 3、事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	芙蓉の園全体に関すること	1名
看護職員	心身の健康管理	3名 (常勤専従1名・非常勤2名) + 派遣看護師
機能訓練指導員	機能訓練	1名 (看護師)
歯科衛生士	口腔機能の管理	2名 (非常勤専従)
生活相談員	利用者に関すること、生活相談	2名 (常勤兼務2名)
介護職員	介護・食事・入浴・送迎	9名 (常勤専従2名・常勤兼務1名・非常勤専従7名)
その他		運転手・清掃員

4、 営業時間

区分	平日	土・祝日	定休日
開所時間	8:00~17:30 サービス提供時間: 9:30~ 16:40	8:00~17:30 サービス提供時間: 9:30 ~16:40	年末年始 (12月29日~1月3日) 日曜日 *休業する場合は、書面および口頭にてご連絡致します。

★利用日は、ご利用者の希望日と定員を調整の上、決定いたします。

★欠席の振替利用は自由に行う事ができますのでお申し出下さい。

5、 サービスの利用料および利用者負担

利用者負担は、費用額の一割となります。又、食材費等は実費となります。

○施設利用料：1日の個人負担分（相模原市地域区分4級＝“10.54”を単位に掛けたものが利用料になります。）

介護予防・日常生活支援総合事業（通所介護相当サービス A6）

サービスコード	略称	内容	単位数	算定単位
A6 1111	通所型独自サービス1 1	事業対象者・要支援 1	1,798単位	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1 1日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合 日割の場合 ÷ 30.4日	59単位	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス1 2	事業対象者・要支援 2	3,621単位	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス1 2日割	日割の場合 ÷ 30.4日	119単位	1日につき
A6 1113	通所型独自サービス2 1	事業対象者・要支援1 ※ 1月の中で全部で4回まで	436単位	1回につき
A6 1123	通所型独自サービス2 2	事業対象者・要支援2 ※ 1月の中で全部で8回まで	447単位	1回につき

通所介護（要介護）

	単位数 (R6年4月～)		以前		その他の加算		
	要介護1	658 単位	694 円	655 単位	690 円	入浴加算	40 単位
要介護2	777 単位	819 円	773 単位	815 円	口腔機能向上加算Ⅰ (A6 共通)	150 単位	159 円/回
要介護3	900 単位	949 円	896 単位	945 円	サービス提供体制加算Ⅱ	18 単位	19 円/日
要介護4	1023 単位	1,078 円	1018 単位	1073 円	中重度者ケア体制加算	45 単位	48 円/日
要介護5	1148 単位	1,210 円	1142 単位	1204 円	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.2%	

○自己負担分：

●食材料費（おやつ含）： 700円

●通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用：

送迎距離片道 実施地域を越えた地点から1km以上2km未満 1回につき 100円

送迎距離片道 実施地域を越えた地点から2km以上 1回につき 200円

●延長サービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額：

延長1時間につき 1000円

●その他日用品（オムツ等）： 実費

行事・昼食会参加費など、別途自己負担の場合があります。

紙おむつ（リハビリパンツ等）各ご家庭でご用意下さい、当日施設のオムツ等使用した場合は、新しいものをお戻し下さい。

6、 サービス方針等

利用者が居宅において日常生活を営むために必要な介護サービスを提供し、自立支援をいたします。

7、 介護予防・総合事業・通所介護の内容

一、日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ 必要な身体の介護

エ 養護（休養）

## 二、健康状態の確認

## 三、機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 趣味活動

## 四、送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要に応じて送迎車への昇降及び移動の介助を行う。

## 五、入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア 一般浴槽による入浴

イ 特別浴槽による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア 衣類着脱

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他必要な介助

## 六、食事サービス

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

エ 調理は自社または、委託業者が担当

## 七、相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ 福祉用具の利用法の相談、助言

- ウ 家族介護者教室の開催
- エ その他の必要な相談、助言

八、口腔ケアサービス

歯科衛生士、看護師等が利用者の健康維持のためケアを実施する。

8、 虐待防止

虐待防止のための措置に関し、対策を検討する委員会を定期的を実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り虐待防止のための指針を整備いたします。従業者に対し虐待防止の研修を実施致します。

9、 秘密保持

本事業所の従業者は、退職後も含め、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

10、 従業者等の研修

従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- 一、採用時研修
- 二、職員研修 随時

11、 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

利用者相談コーナー	電話番号	042-744-1860
	FAX 番号	042-748-5953
	相談責任者	坂本陽二郎 梅原照美
	対応時間	営業時間内随時

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

相模原市福祉基盤課	所在地	相模原市中央区富士見 6-1-20
	本庁 4 階	
	電話番号	042-769-9226 (直通)
	FAX 番号	042-759-4395
	対応時間	業務時間内
座間市介護保険課	所在地	座間市緑ヶ丘 1-1-1
	電話番号	046-252-7719 (直通)
	FAX 番号	046(252)8238
	対応時間	業務時間内

神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町 27-1
	電話番号	045-329-3447 (直通)
	FAX 番号	045-317-9959
	対応時間	業務時間内

#### 11、 事故発生時の対応

一、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

二、事故及び事故に際してとった処置について記録します。

三、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。